

前橋市一般職の職員の給与に関する条例及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正について（議案第9号）

職員課

1 改正の理由

国の職員等に準じ、本市一般職の職員及び一般職の任期付職員の給与を改める。

2 主な内容

(1) 前橋市一般職の職員の給与に関する条例関係

ア 一般職の職員の給料表の改正

行政職給料表、消防職給料表及び医療職給料表を改める。

行政職給料表適用者の場合（平均給料月額）

現 行	改 正 案	改 定 幅	改 定 率
3 3 3, 4 6 4 円	3 4 1, 5 4 8 円	8, 0 8 4 円	2. 4 2 %

イ 一般職の職員の期末・勤勉手当の改正

(ア) 第1条関係

令和6年12月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区 分		現 行	第1条関係 改 正 案	改 定 幅
一 般 職 員	期末手当	1. 225月	1. 275月	0. 05月
	勤勉手当	1. 025月	1. 075月	0. 05月
特 定 幹 部 職 員	期末手当	1. 025月	1. 075月	0. 05月
	勤勉手当	1. 225月	1. 275月	0. 05月

(イ) 第2条関係

a 令和7年6月以降の6月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区 分	現 行	第2条関係 改 正 案	改 定 幅
-----	-----	----------------	-------

一 般 職 員	期末手当	1. 225月	1. 25月	0. 025月
	勤勉手当	1. 025月	1. 05月	0. 025月
特 定 幹 部 職 員	期末手当	1. 025月	1. 05月	0. 025月
	勤勉手当	1. 225月	1. 25月	0. 025月

- b 令和7年12月以降の12月期の期末・勤勉手当の支給月数を次のとおり改める。

区 分		第1条関係 改正後	第2条関係 改正案	改 定 幅
一 般 職 員	期末手当	1. 275月	1. 25月	△0. 025月
	勤勉手当	1. 075月	1. 05月	△0. 025月
特 定 幹 部 職 員	期末手当	1. 075月	1. 05月	△0. 025月
	勤勉手当	1. 275月	1. 25月	△0. 025月

ウ 初任給調整手当の改正

医療職給料表の適用を受ける職員に対する初任給調整手当の支給月額を41万6,600円（現行41万5,600円）に引き上げる。

- (2) 前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例関係

特定任期付職員の給料表の改正

(給料月額)

号給	現 行	改 正 案	改 定 幅
1	380,000円	392,000円	12,000円
2	427,000円	440,000円	13,000円
3	477,000円	492,000円	15,000円
4	539,000円	555,000円	16,000円
5	615,000円	634,000円	19,000円
6	718,000円	740,000円	22,000円

7	839,000円	864,000円	25,000円
---	----------	----------	---------

3 施行期日等

(1) 施行期日

2の(1)のア、イの(ア)及びウ並びに2の(2) 公布の日

2の(1)のイの(イ) 令和7年4月1日

(2) 遡及適用日

2の(1)のア 令和6年4月1日

2の(1)のイの(ア) 令和6年12月1日

2の(2) 令和7年1月1日